

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
1	04県央	01地域福祉施策	01民生委員	民生児童委員の活動費について	・活動費について、山間僻地の民生児童委員は、住民支援に電話代やガソリン代が都市部に比べて多く必要と思われる。集落（住居）が点在しているからである。活動費が少ない。国の定める無報酬が続くようであれば、民生児童委員の引き受け手が無くなるのではないか	民生委員さんには、社会奉仕の精神を持っていただいて地域住民の立場に立った相談や支援活動を行っていただいているところです。その活動に対する報酬は民生委員法で給与は支給しないという規定があり、支払っておりませんが、交通費や電話代等活動に伴う実費相当の経費については民生委員手当てとして支給させていただいています。この額は決して充分なものとはいえませんが、国が示した単価や、他県の状況を考慮して設定しています。具体的には、本県の場合、国の単価と同額にしていますが、全国では、この単価以上の都県が3県、同額が34府県、以下が10県であり、本県の水準が低いということではありません。また、民生委員さんが地区や地域、地理的な状況等により活動内容や頻度に差があることは承知していますが、このような全体的な状況についてはご理解をいただきたいと思っています。一方でこうした民生委員活動に関連して、活動の負担感が増えているという声を聞いていますので、検討会において検討をしており、できるだけ活動に関する負担の軽減を図っていきたくと考えています。	年度内に検討会のまとめを行い、4月以降、業務の負担軽減に向けた検証作業を行っていきます。	地域福祉課
2	04県央	01地域福祉施策	01民生委員	民生児童委員の活動費について定数について	・委員定数について世帯（人口）割りで求められると困る。世帯数減による委員定数が削減されれば民生児童委員の活動面積が広がるばかりである。現状の定数を維持していただきたい。	本県は全国と比較して非常に手厚く配置しており、民生委員一人当たりの世帯数は130世帯、全国平均で201世帯、秋田県が第1位で129世帯、これに続いて第2位です。県全体で標準を上回っていることや市町村間で大きなアンバランスがあるところから、検討会で全体的な見直しを行っているところです。	年度内に検討会のまとめを行い、4月以降、関係機関の意見を聞きながら、定数等の見直しを進めます。	地域福祉課
3	04県央	01地域福祉施策	01民生委員	民生児童委員との意見交換について	・県庁担当部署との意見交換会を開き、山間僻地の民生児童委員の生の声（本当の活動の状況）を聴いてください。	山間地の声を聞いて欲しいという意見はアンケートにおいても聞いております。また在り方検討委員会やそのワーキングのメンバーにも地域バランスを考慮してなっていたいております。美郷町からも今回のワーキングのメンバーに加わっていただいておりますので、中山間地域の意見を十分に伺いながら検討したいと考えています。	今後も、引き続き、中山間地域の意見を十分に伺いながら検討を進めます。	地域福祉課
4	07隠岐	01地域福祉施策	01民生委員	民生児童委員の現定数の確保について	隠岐の島町の人口は15,800人程度、集落87、自治会92、限界集落7、民生児童委員67（内主任児5）、担当も20世帯から300世帯という実態ではあるが、世帯数の多少で定数を論ずるべきではない。小集落は昔からの結が生まれ、他地区から民生委員が簡単に入り込めない実態もある。軽々に定数を論ずるべきでは無いと考える。 我が町は、町行政、社協、民児協は上下の関係ではなく対等の福祉機関としての認識で一致している。地域の福祉課題の発見や解決には、三者の共同歩調が最も大切と共通理解をしている。この素晴らしい三者の関係を定数等の問題で亀裂が入ることは絶対に防ぎたい。	民生児童委員の定数は、国の基準では受持世帯数をベースに、管内人口、面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、地域の実情を踏まえて設定することとされています。その結果、本県の民生児童委員の受持世帯数の平均は全国でもトップクラスとなっており、地理的条件等市町村の意見を聞きながらこれまで手厚く配置してきましたが、個々の民生児童委員の活動の負担が増えていることなど課題があると認識しています。 県では、平成23年3月から検討会を設置して、民生児童委員の定数、業務内容、負担等について検討を始めた。年度内には、方向性をまとめることとしており、見直しにより、大きな影響がある市町村についてはヒアリングを行うなど行政、社協、民児協それぞれのご理解を得るよう努めたいと考えています。	年度内に検討会のまとめを行い、4月以降、関係機関の意見を聞きながら、定数等の見直しを進めます。	地域福祉課
5	04県央	01地域福祉施策	02地域福祉活動	民生児童委員への行政からの個人情報提供について	町村によって個人情報の提供に差がある。県から各市町村へ民生児童委員活動に必要な情報を提供するように指導していただきたい。行政は民生児童委員に住民の具体的な情報を求め、それに民生児童委員は応えているのだが、民生児童委員が行政に求めると「個人情報保護」と言われたり、情報提供の許可が得るのに時間を要したりする。	民生児童委員に対する行政が持つ個人情報の提供については、先般、民生児童委員や市町村に対してアンケート調査を実施したところ、約6割の民生児童委員が市町村から個人情報「一部」又は「されていない」という回答であり、また、各市町村によって提供する情報や提供方法等にばらつきが見られる回答でした。各市町村において個人情報保護条令が設置されており、それに基づく個人情報の提供の方法にそれぞれ独自のやり方があると交わられます。このことは本県に限った話ではなく、全国的な課題であると考えています。国においても個人情報の提供についての実態調査をされ、今後、個人情報の提供に慎重な自治体に対応するための事例集を出すことを聞いています。さらにその事例集を踏まえて必要な個人情報を提供するように要請すると聞いています。本県としましても民生児童委員の在り方に関する検討会を設置して独自にそういった調査・検討を行っているところであり、そうした国の動向を注視しながら、この問題の改善に努めていきたくと考えております。	国から優良事例の紹介、個人情報の提供についての指導的告知がされる予定であり、それらの状況のみで、今後の対応を検討します。	地域福祉課

No.	圏域	大項目	中項目	項目	意見・質問等の概要	回答の概要	その後の措置状況等	担当課
6	07隠岐	01地域福祉施策	02地域福祉活動	町村の生活保護業務に係る県の支援体制について	<p>本町は、平成19年4月より島根県からの権限委譲により福祉事務所を設置し、生活保護等の行政サービスを行っている。特に、生活保護業務については、当初は隠岐圏域に2名の支援スタッフが隠岐支庁に配置され、町村の生活保護の実施に関する直接指導・助言、相談業務等の支援を行って貰っていたが、平成22年度より県庁地域福祉課の生活保護支援スタッフ1名での支援体制に縮小され現在に至っている。県下、町村の福祉事務所設置に伴う生活保護の実施では、担当CWやSVなど県での各種研修は受講しているものの、近年複雑なケースもあり、どうしても県の支援スタッフを頼ることになる。このことから、県内町村が福祉事務所を設置するにあたり、県町村会と島根県が交わした「町村福祉事務所の設置に関する覚書」にあるように、今後も生活保護等の実施水準を確保するため、支援スタッフの配置をお願いしたい。</p>	<p>町村福祉事務所の実施水準確保のため、生活保護支援スタッフをH19年度は隠岐支庁に2名、H20年度からは県本庁に2名を配置し支援をしてきました。平成23年度は東出雲町、斐川町がそれぞれ、松江市、出雲市と合併することに伴う支援業務量の減少のため、本庁1名の配置で対応していますが、支援対象の町村数が減った事で隠岐地域への影響は無いものと考えています。</p> <p>生活保護業務は、案件ごとに個別の判断や対応が必要な専門性の高い業務であり、小規模な町村福祉事務所における業務ノウハウ蓄積の難しさは認識しています。現時点では、現行のスタッフ配置により変更することは考えていません。</p> <p>なお、徐々に習熟度が上がったという事を含めて数も削減をしたということであり、今後、町村の状況も見ながら考えていかないといけないと思っており、現在、支援スタッフということで、特別の臨時的な組織をおいていますが、通常の相談、助言については、生活保護グループでの対応も可能と考えています。</p>	<p>平成24年度も引き続き、生活保護支援スタッフを配置し、町村福祉事務所の実施水準確保のための支援を行います。</p>	地域福祉課
7	07隠岐	01地域福祉施策	04その他	人材センターについて	<p>県の人材センターがあると思うが、その情報を見ると、そこに登録すれば紹介していただけていると思っているが、どうなのか。</p>	<p>県の社会福祉協議会の中に人材センターがあり、福祉、介護分野に限りこの福祉人材センターで行っています。これは県の委託事業でやっており、人の登録を受けて紹介しますが、当然、ハローワークとも連携を密にしております。また、福祉介護に関して一般住民に、こういった仕事でこういった資格があるといった啓発、広報に取り組んできております。</p> <p>お話にあるように、これが全部島根県全域で、解決されることはなかなか難しく、いただいた離島、中山間地隔々にそういったものが届くように考えていきたいと思います。</p> <p>なお、この人材センターは、ただ待っているだけではなく、福祉施設に実際に出かけて雇用関係について困りごとがないかなど聴取するというような活動もしています。</p>	<p>平成24年度も求人・求職者のマッチング支援に積極的に取り組むこととしてしています。</p>	地域福祉課